

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十七年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社か ぎろひ	橿原市四分町一 〇〇ー プレ ミールうねび一 〇五	障害者支援 センターと もに2	橿原市鳥屋町 二四ー五 エ スぺランサ森 川Iー〇一	放課後等デ イサービス	平成二十 七年六月 一日
株式会社成 発	北葛城郡上牧町 服部台五丁目四 番一号	すまいる	北葛城郡上牧 町服部台五丁 目四番一号	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 七年六月 一日
株式会社カ ワモトプレ ジャーグル ー プ	吉野郡大淀町大 字北野二五番地 の一	げんき三郷	生駒郡三郷町 城山台二丁目 一ー二	放課後等デ イサービス	平成二十 七年六月 一日